



歯科医師届出票

(平成24年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		都道府県	市郡	区	町村	番地番	号
(2) 氏名	ふりがな					電話	(- -)	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女		(4) 生年月日		1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治			
(5) 歯科医籍登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号		(6) 歯科医籍登録年月日		1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治			
(7) 主に従事している施設及び業務の種類別	施設の種別		業務の種類別					
	診療所		1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の勤務者					
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)		3 病院の開設者又は法人の代表者 4 病院の勤務者					
	医育機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関)		5 医育機関の臨床系の教官又は教員 6 医育機関の臨床系の大学院生 7 医育機関の臨床系の勤務者で5及び6以外の者(医員、臨床研修医、その他) 8 医育機関の臨床系以外の大学院生 9 医育機関の臨床系以外の勤務者で8以外の者(教官、教員、その他)					
	介護老人保健施設		10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 11 介護老人保健施設の勤務者					
	上記以外の施設		12 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 13 行政機関の従事者 14 上記以外の保健衛生業務の従事者					
その他		15 その他の業務の従事者 16 無職の者						
(8) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 その他							
(9) 従事先の名称	ふりがな					電話	(- -)	
(10) 従事先の所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>							
(11) 従事する診療科名等	1 歯科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科 5 臨床研修歯科医						主たる診療科名の番号(1つ)	
(12) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名	医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。 1 口腔外科専門医 2 歯周病専門医 3 歯科麻酔専門医 4 小児歯科専門医 5 歯科放射線専門医							
(13) 備考								

提出期限
翌年1月15日

歯科医師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 届出票を切り離して記入する。
- (2) 黒（青）インク又は黒（青）ボールペンを用いて、はっきり記入する。
- (3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

- (1) **住所** **必ず住所の郵便番号を郵便番号欄に記入する。**
- (2) **氏名** 歯科医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、歯科医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し「(13)備考」欄に「婚姻により改姓」、「歯科医籍の氏名変更申請中」等と明記する。
- (5) **歯科医籍登録番号** 歯科医師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合 →

第	0	0	0	1	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---

- (6) **歯科医籍登録年月日** 歯科医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) **主に従事している施設及び業務の種別** 複数の業務に従事している場合は、主な従事先・主な業務について記入した届出票**1枚**を提出する。

診療所	1	診療所の開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者
	2	診療所の勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者（臨床研修医を含む。）
病院	3	病院の開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者
	4	病院の勤務者	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者（臨床研修医を含む。）
医育機関	5	医育機関の臨床系の教官又は教員	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者（教授、准教授、講師、助教等）
	6	医育機関の臨床系の大学院生	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の大学院生
	7	医育機関の臨床系の勤務者で 5及び6 以外の者（医員、臨床研修医、その他）	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者（医員、臨床研修医、医局員（有給・無給に関わらず。）、研究生等）
	8	医育機関の臨床系以外の大学院生	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の大学院生
	9	医育機関の臨床系以外の勤務者で 8 以外の者（教官、教員、その他）	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の者（施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等）
介保護 健康老人 施設	10	介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者
	11	介護老人保健施設の勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
上施設 以外の 設	12	医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	歯学部及び医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者（教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等）
	13	行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	14	上記以外の保健衛生業務の従事者	社会保険診療報酬支払基金、血液センター、生命保険会社（嘱託医）等の保健衛生業務に従事している者
その他	15	その他の業務の従事者	1～14に含まれない者で、歯科医師としての資格を必要としない業務に従事している者（会社役員等）
	16	無職の者	職業に従事していない者、休業中、病気療養中等

裏面へ続く

- (8) **主たる業務内容** 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～14に該当する者は、**必ず**記入する。「管理」とは診療や教育・研究とは別に、施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。
- (9) **従事先の名称** } 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～14に該当する者は、(7)で○を囲んだ施設について必ず記入する。
- (10) **従事先の所在地** } **必ず**所在地の**郵便番号を郵便番号欄に記入**し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- (11) **従事する診療科名等** 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～7に該当する者は、**必ず**記入する。複数の診療科に従事している場合には、その診療科すべての番号を○で囲む。
- 「5 臨床研修歯科医」 歯科医師法第16条の2の規定により、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、卒後1年以上の臨床研修を受けている者。
- 主たる診療科名の番号（1つ）** 診療科が2つ以上ある場合には、そのうちの主たるものの番号を**1つ**記入する。
例 ① 歯科 ② 矯正歯科 主たる診療科が「① 歯科」の場合 →
- | |
|----------------|
| 主たる診療科名の番号（1つ） |
| 1 |
- (12) **取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名** 1～5に掲げる広告可能な歯科医師の専門性に関する資格を取得している場合に該当する資格名の番号を○で囲む。複数の資格を取得している場合には、その資格名すべての番号を○で囲む。
1～5の資格名は「医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる歯科医師の専門性に関する資格名である。
- (13) **備考** 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。
医師又は薬剤師免許を併せ有する者はその旨を明記し（「医師免許併有」等）、**併有している届出票についても提出**する。

3. 提出方法

必ず歯科医師届出票を切り離した状態で
原則として「(1)住所」を管轄する**保健所長**に提出する。
ただし、「(10)従事先の所在地」を管轄する**保健所長**に提出しても差し支えない。

歯科医師法では、2年に1度の届出が義務づけられており、届出を行わない歯科医師の方は、「医師等資格確認検索システム」（<http://licenseif.mhlw.go.jp/search/>）に氏名等が掲載されません。
参考：平成22年12月31日現在の届出歯科医師数は、下記のとおりとなっています。
総数 101,576人（診療所に従事している者 86,285人、病院に従事している者 12,438人、その他の者 2,853人）